

平成30年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2018年（平成30年）8月21日（火）9：30～12：00

会 場：藤沢市役所本庁舎 5階 5-1・5-2会議室

出席者：石渡代表、齊藤副代表、小野田委員、加藤委員、北坂委員、木原委員、木村委員、郡部委員、小林委員、櫻井委員、島村委員、新城委員、曾根委員、高橋委員、高山委員、田中委員、戸高委員、濱坂委員、船山委員、前田委員、村松委員、山田委員、横川委員

計23名

事務局：片山福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

福祉健康総務課長（蓑原）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、一瀬）

子ども家庭課（大庭）

障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、佐藤、鎌田、

鈴木（純）、鈴木（俊）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計15名

欠席者：手島委員

傍聴者：4名

（事務局：安孫子参事）

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会を開催させていただきます。既に傍聴の方もご入室していただいております。傍聴の方も、協議会の円滑な進行にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。改めまして、本日皆様ご多用のところ、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。進行を務めさせていただきます、障がい福祉課の安孫子と申します。どうぞよろしく願いいたします。初めに今年度新たに委員にご就任いただきました小林委員につきまして、前回はご欠席ということでしたので改めて自己紹介をお願いしたいと思います。

（小林委員）

皆さんおはようございます。前回、都合で欠席をさせていただきました。社会福祉協議会から出ております、小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

（事務局：安孫子参事）

ありがとうございます。それでは議事に入らせていただく前に委員の出欠状

況及び資料の確認をさせていただきます。

(事務局：鈴木(俊)主任)

まず、委員の出欠席につきまして、手島委員より本日欠席の報告をいただいております。また、横川委員につきましては、少し遅れての参加になるということをご連絡いただいております。続きまして、配布資料のご案内をさせていただきます。まず、事前送付資料から確認させていただきます。平成30年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会の次第が1部、続きまして、資料1計画検討委員会および専門部会の実施報告について、資料2藤沢市地域生活支援拠点等の整備等に関する取組について、資料3-1児童期の支援に関する意見(まとめ)、資料3-2児童期の支援に関する意見(全文)、資料4本人の意思決定支援を尊重した支援に関するアンケート及び実践事例報告書(案)、資料5-1発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会の概要(案)、資料5-2介護と障がい福祉の仕事相談会パンフレット、参考平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会関連図、こちらの関連図につきましては、第1回総合支援協議会でお示したところですが、行政関係の部分に藤沢市難病対策地域協議会を追加しておりますので、ご確認いただければと思います。続きまして、当日配布の資料のご案内させていただきます。まず、委員のみの配布となっておりますが、平成30年度第1回藤沢市障がい者総合支援協議会の会議録(案)、なお、こちらで修正がある場合は9月4日火曜日までに事務局へご連絡ください。続きまして、成人期における支援課題に関する記入シートのご協力について(依頼)、ここからはご案内になります。福祉避難所運営シミュレーションゲーム体験のチラシが1枚、社会福祉法人藤沢育成会30周年記念講演会ということで、上野千鶴子氏の後援会とトークショーのチラシが1枚、平成30年度第2回喀痰吸引等第三号研修開催のお知らせ、以上が当日配布の資料となります。資料の不足等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。以上となります。

(事務局：安孫子参事)

それでは、ここから議事に入らせていただきます。なお、会議の記録を作成する関係上、録音をさせていただくことをあらかじめご了承ください。また、ご発言の際にマイクをお届けしますので、お名前を仰ってからご発言くださいますようお願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては石渡代表にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(石渡代表)

おはようございます。石渡です。皆様お集まりいただきましてありがとうございます。今日も大事な議題が沢山ありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。最初に、計画検討委員会

および専門部会の実施報告について、ということでそれぞれの部長さんからご報告をいただきますが、まず計画検討委員会について、高山委員お願いをいたします。

(高山委員)

計画検討委員会代表をしております、ルーテル学院大学の高山です。ご報告させていただきます。資料1の1ページ目から5ページ目までが計画検討委員会の報告となっております。1ページ目から2ページ目に関しましては、5月21日の開催の報告となっておりますが、5月21日の第1回の委員会で協議した内容は、ほぼ2回目の協議に継続となりましたので、今日のご報告は、3ページ目の7月23日の委員会の内容を中心にご報告させていただきます。3ページ目をご覧ください。まず4番目の議事の(1)平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会の取組についてということで、こちらの総合支援協議会の取組内容についてのご報告をいただき、これらを検討委員会でも共有をさせていただきました。次のページ、4ページ目になります。(2)地域生活支援拠点等の整備の進捗状況について、こちらも1回目から引き続きです。その後どのように整備の状況が進んでいるかということについて、事務局からご報告をいただきました。(3)第4期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシート平成29年度実績確定値に一部暫定がありましたけれども、こちらについてのご報告をいただきました。そのご報告を受けての意見がいくつか出ておりますけれども、特に福祉施設からの地域移行者について、平成29年度の実績が3人だったということについて、そもそも達成可能な目標値だったのかという検証が必要であるというご意見が出ています。ただこれは、今年度に限ったことではなくて、かつてからご指摘のあるご意見でもあります。また二つ目、児童から成人への移行期支援については、円滑な移行期支援が必要であるというご意見が出ています。また、移動支援については、学齢期の移動支援の実績が減少し、放課後デイの実績が上がっている。これらの関連性について、利用者の推移がわかると、どういう状況であるのかということが分析できるのではないか、という意見が出ています。それから計画相談については、他の自治体でどのように取り組んでいるのかということについて、事例を検証する、あるいは共有するということが必要ではないかという意見が出ています。また、相談支援専門員の養成について、藤沢市独自で行えるように県への働きかけも必要ではないか、という意見も出ています。今後については、一部暫定値だったものが確定されて、またこの計画検討委員会が出た意見に基づいて分析を行っていただくことになっています。(4)ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』平成29年度実績についてです。こちらについては、平成29年度の実績をまとめたモニタリングシート速報版が全部で178事業について提示されました。

併せて質問票と意見記入シートが配布されました。今後、各委員がこちらの今回提示されました内容に対して質問・意見を出していくこととなります。そして、次回の委員会では、各委員から出していただきました質問に対して各事業を担当する部署から回答をいただき、それを Q&A としてまとめていただくことになっています。また、モニタリングシートの案が次回に提示される予定です。次回は10月1日開催の予定になっています。以上です。

(石渡代表)

高山委員、ありがとうございました。続きまして、相談支援部会のご報告を田中委員からお願いいたします。

(田中委員)

藤沢相談支援ネットワークの田中です。相談支援部会の報告を行います。1回目につきましては、前回報告済みとなっています。第2回目が7月20日に行われております。基本的には、前回は報告をいたしました、平成28年度の協議会の中で提案されました、いつでも誰でも相談したいときに相談できる体制、安心・信頼して相談できる窓口を具体化していくための取組ということで、今年度行っております。また、今年度につきましては、前回は報告いたしました、部会が委託連携会議と相談部会というのを連携して行っているというところです。具体的な取組としましては、委託相談と計画相談の役割の明確化、委託相談の強化として計画相談との兼務解消に向けた取組を行っております。また、平成32年度を目途に、地域包括ケアシステムに連動した新たな相談支援体制の構築に取り組んでおります。今年度11月、1月の協議会で、今取り組んでいることに関して、報告・承認を貰えるような流れで進めていきたいと思っています。部会で中心となっている地域生活支援拠点等の整備については、この後事務局からの説明・報告があると思いますので、部会としては以上とさせていただきます。計画検討委員会でご指摘がありました、相談支援専門員の増員等に関してですけど、先般も報告があったと思いますが、藤沢市から今年度は23名前後の方が今回研修に臨んでいるということと、計画相談の達成率に関しては、セルフ含めて成人・児童100%達成していますが、セルフ率が成人に関しては56%ということになっています。ただ、この56%のセルフの方で、相談がついていないセルフ、最初から親御さんが作ったセルフという形と、セルフですけど相談支援、例えば委託の相談の方が後ろに付いているなど、何らかの形で相談員が付いているセルフの方も相当数いらっしゃるのでは、この割合は出せていないので、今後その辺が出せるように取り組めたら良いと思っています。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。では続きまして、重度障がい者支援部会を齊藤副

代表からお願いいたします。

(齊藤副代表)

資料11ページになります。他の部会と同様に総合支援協議会の動きについての説明をして共有をしたので、そこは省きます。続いて、前年度の部会の報告についてまとめをいたしまして、その中で今後の在り方も考えないという話も出て参りまして、具体的には12ページの会議体についてというところになります。重症心身障がいに限らず、肢体系の重度の方の医療ケアがプラスされている方々というイメージで言いますと、今、藤沢市内にそういったテーマで3つ、大きく3つの会議が開催されております。小児在宅療養支援部会、これは母子健康福祉推進協議会の中の部会ですが、ここでは誕生から学齢期までということで、子どもの話が中心ということになっております。圏域だけで3年目になりましたが、ここで対象として取り組んでいるのは全体ですが、ターゲットとして移行期に焦点を当てて見てみるということをやっております。また、この重度障がい者支援部会については、アンケートも含めて調査をしていく中で、あらゆるステージ全般についての議論を続けているというところで、年代によって違いがあるのですが、同じようなテーマで3つやっているというところがあるので、ここをどうまとめて行くべきなのか、または分担して行くべきなのかという議論を深めて行く必要があるということで、他の会議体とも調整をしている最中というところになります。続きまして、実際今年度の協議についてということですが、2年任期ということ考えておりますので、今年度が今の委員の最終年度ということなので、今までのことをまとめてみるというのが一つございます。もう一つは、今まで取り組めていなかった大規模災害を含む防災について、取り組まないということ、実際に後ほどご紹介いたしますが、心のバリアフリー推進事業で福祉避難所の運営シミュレーションゲームをこのメンバーで行ってみるということです。福祉や医療に関する専門家の方々にシミュレーションゲームを行っていただいた中で課題を出していきこうと、そのような取組を実際に行う予定になっています。全体としましては、医療と福祉の連携についてというのが、この部会のテーマということで、今までは重心を主体として、様々な検討をしてきましたが、重心に限らず普段医療に関わっていないという方も含めて、医療と福祉というつながりをどうするかということが問題であり、少し幅を広げて検討していくことがこの部会の役割であると確認されております。もう一つ新しい話としましては、小児在宅の医療のコーディネーターが新しく設置されるということで、今年度県で支援者研修とコーディネーター研修という2つの研修を実施し、コーディネーターが今年度10名程養成される予定で動いております。藤沢でもコーディネーターの候補として、マロニエの重心の専門相談やっておりますセンター長を含め、候補

に挙がっているということで、今後の医療と福祉のつなぎをやるというのがメインの仕事ですが、支援体制をどう作るかということが今後の重要課題となっております。最後に13ページになりますが、今年度も鎌倉養護学校、茅ヶ崎養護学校、白浜養護学校の3校で藤沢在住の肢体系の学生さんの全件調査をさせていただきます。何年度に何人、どのような方がいらっしゃるか統計を取らせていただいております。次回の部会は9月25日の開催予定になっております。以上です。

(石渡代表)

齊藤副代表ありがとうございました。次に、就労進路支援部会について船山委員からお願いいたします。

(船山委員)

藤沢ひまわりの船山です。2018年度の就労進路支援部会の実施報告をさせていただきます。第1回目は、2018年の6月12日に行われました。内容としては、総合支援協議会の報告をさせていただきます、情報の共有をしました。16ページに進んでいただいて、職場体験の確保についてと、今年度から始まった就労定着支援事業についての話をさせていただきます。職場体験の確保は、第2回目にメインで議事を行っておりますので、そこで改めて報告させていただきます。就労定着支援事業というのは、今年度4月から新設された障がいのある方たちが安心して職場で働けるために作られた事業でして、この時点で就労定着支援の支給決定者は藤沢市で1人ということでした。意見として出たのは、就労定着支援について利用者さんの負担感についても金銭的・精神的ものがあり、個別給付の事業なので、所得の多い方は利用料が発生する可能性があるというところと、企業側の負担感について、これは事業の要件として月一回の対面での支援が必要であるということになっておりますので、どこで会っても良いということになっているのですが、企業に赴いて、月一度面接・面談をすとか、事業所へ来ていただくとか、そのようなことが必要になってきます。大体企業さんも一緒に対応してくださるので、月一度の支援というのが頻度としてどうかと仰る企業もあるので、企業等の負担もあるのではないかという話が出たり、学校などから事業所の利用を経ずに直接就職した方への定着支援についてということがあり、この定着支援事業というのは、福祉サービスを利用して就職した方が、対象となっておりますので、学校を卒業したり、福祉サービスを使わないで自分で普通に仕事を探して就職した障がいのある方たちは、サービス提供の対象にはならないので、その点は疑問であるという話がありました。あとは職場定着支援への共通理解の必要性についての話をしました。確認の事項として、制度としての就労定着支援を推進するにあたって、まずは地域における職場定着支援の在り方、総論の合意形成が必要であって、

総論として職場定着支援そのものは実施するものであるという、同じ方向性を向いた上で、各論として制度をどう活用していくかという論点の持ち方が重要であるという確認をいたしました。そもそもこの就労定着支援事業自体が、今年4月に始まって10月以降に増えていくであろうことが予想されています。いろいろな部分で制度を活用してみないと分からない部分も沢山あって、注視していかなければいけないと思っています。17ページに移って第2回の就労進路支援部会の報告です。8月6日に行いました。ここでは職場体験事業が主な議事となっております。昨年度から就労進路支援部会として取り組んでおります。企業さんに対して商工会議所等を介して約150カ所の企業さんに障がいのある方たちの職場体験をさせてもらえませんかという可否に関するアンケートを取らせていただきました。27社の企業さんが「受け入れても良い」とお話があったので、その企業さんを全部訪問して、例えば受け入れ可能な障がいの種別、企業さんの環境、バリアフリーの状況、障がい者雇用の状態、企業側の職場体験に関する理解について、事業所が必要な受け入れ企業の情報についてなど、今24社ぐらい障がい福祉課と産業労働課の担当の方と一緒に回っています。「今まで受け入れをしたことがある」という企業さんは全然問題は無いのですが、「受け入れしたこと無いけれども、とりあえずやってみるか」とか、「どういう人たちの」みたいなところや、障がいの種別によって、「うちは身体障がいの人じゃないと無理です」というようなことを言われたり、いろんな意味で企業さんの障がいのある方たちへの理解というところも含めて、実施していく上で準備が必要だと考えています。企業訪問は概ね終了したので、企業訪問の結果を踏まえて、実際の運用について具体的な検討を進めていくにあたって委員の方たちから職場体験の窓口はやはり必要だという意見をいただきました。窓口を一本化して、企業さんに迷惑を掛けないようにしていかなければいけないというところと、職場体験事業の継続性、職場体験の企業側の意義というようなことも協議をいたしました。事業の目的として、あくまでも職場の体験の場の提供であって、就労へ向けた実習ではなく体験であることを明確にしていく。体験を通じて利用者さんが働くイメージを持つことができ、様々な職種を体験することにより、利用者の可能性が広がることを目的とするということが確認できました。窓口は必ず必要であるということで、窓口を一本化して交通整理をしていく必要性があるという話になっています。障がいのある方たちの就労というのは追い風ではあるのですが、雇用率未達成企業というのがまだ日本には半分以上あって、52%ぐらいの企業さんが未達成です。そういう意味では受け入れてもらうためにいろいろなことを知ってもらわなくてははいけませんし、まず就労という前に就労準備の段階で職場体験というような場の提供を一緒に考えさせてもらうということが必要なのだろうということ

ろの情報共有をいたしました。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。では最後に、権利擁護部会から郡部委員お願いいたします。

(郡部委員)

権利擁護部会の報告をさせていただきます。21ページに第1回の議事録がありますが、こちらにつきましては、前回の総合支援協議会で報告をいたしましたのでページをお捲りいただき、24ページの第2回の報告をさせていただきます。24ページの下、(2)協議事項のところを主に報告させていただきます。権利擁護部会では、前年度総合支援協議会で意思決定支援のアンケートをされましたが、そちらは支援者の目線でされたアンケートとなっております。こちらの部会では、ご家族の目線、家庭の目線でのアンケートを取ってその調査を加えたいというところで協議をいたしました。ページをお捲りいただきまして、27ページにアンケートの案が載っております。ご家族の関わりについてのアンケートです。アンケートの表題が意思決定支援についてのアンケートではなくて、ご家族の関わりについてのアンケートということになっております。これは意思決定支援ということを出してしまうと、ご家庭で意思決定支援ができていないかどうか、チェックをされているようなイメージを持たれてしまうと良くないということで、ご家庭では意思決定支援というよりは子育てということで、ご家庭の関わりについてのアンケートを依頼しました。こちらでは、「このアンケートはご家庭での関わり方とかご家族の支え合いについて伺うものです。」というようなことを前文に書いてあります。内容ですけれども、部会の委員さんの母体に持ち帰っていただき、それぞれご意見をいただきまして、特に自閉症児・者の親の会の方たちとかの方から具体的なご意見を沢山いただき、このような設問にいたしました。意見の中には、「ご本人の好きなもの・得意なことはどんなことですか？」というような設問だったので、苦手なものや嫌いなことも聞いていくべきだということで、ページお捲りいただきまして裏面の28ページ、苦手なこととか嫌いなこと・嫌なことも設問の中に入れました。そして5番目の設問では、「ご本人の希望や気持ちを知るためにご家庭で工夫をされたことがあれば教えてください。」というような項目を入れました。お戻りいただきまして25ページの真ん中3番ですけれども、今後の予定についてですが、ご意見を基に、委員さんの意見を事務局がアンケートを作成いたしました。委員の承認を得ました。本日皆様にお目通しいただいた完成したアンケート(案)ですけれども、この場でご承認をいただいて総合支援協議会の委員さんより所属先の利用者のご家庭へ配布していただきたいということでございます。ご承認をいただいてということですので、締め切り



が10月上旬、12月上旬までに集計し、現在作成中の意思決定支援取組集に加えたいということで討議いたしました。権利擁護部会からは以上です。

(石渡委員)

郡部委員ありがとうございました。検討委員会それぞれの専門部会からご報告をいただいたことについて、何かご質問、ご意見おありの委員の方いらっしゃいますでしょうか。はい、では村松委員お願いいたします。

(村松委員)

相談支援部会とそれから重度障がい者部会に一つずつ質問があるのですが、ちょっと聞き逃したかもわからないのですが、教えていただきたいことが一つありまして、相談支援専門員の研修についての話がありました。その中で介護支援相談員さんの受講する率というのは、今細かいデータは無いかも分かりませんが、多いのか少ないのか、お聞きしたいということが一つと、それから重度障がい者部会で、学校の小中学校の医療的ケア児について、付き添っている看護師、あるいは医療的ケアができる介護士が付いている障がいのある子どもはどれくらいいるのかということをお聞きしたいです。以上です。

(石渡代表)

村松委員ありがとうございました。ではまず、介護支援専門員の受講状況はいかがでしょうか。

(田中委員)

正直言いまして名簿に関しては私が確認することはできないのですが、話の中では毎年増えているということと、たぶん主催者側としても介護支援専門員さんへの声掛けをしているということだと思います。事務局がもう少し詳しいことを知っていると思いますので、事務局の方からお願いします。

(事務局：佐藤主査)

まずこの研修実施前に介護支援専門員の方にも、障がいの相談支援専門員の受講の呼びかけをしているというのが一つでございます。それもありまして、数名の介護支援専門員の方、高齢分野からの受講の方がいらっしゃいました。そういった方はケアマネさんと兼務という形で今後従事を予定されている方ということで、障がい分野の研修を受講されているという状況でございます。以上でございます。

(石渡代表)

はい。それでは医療的ケア児についてはいかがでしょうか。

(齊藤副代表)

特別支援学校3校の統計のみとなっております。特別支援級とか普通級での医療ケアについては統計等資料を取っておりません。もし、高橋先生何かご存じの範囲のお話がもしあれば。

(高橋委員)

小中学校にも確かにいらっしゃいますが、集約は全然できていなくて、就学支援委員会にかかったお子さんの中で、医ケアが必要でも特別支援学校ではなく通常の小学校に入学している方がいらっしゃいます。藤沢市の場合は、看護介助員という制度があって、その看護介助員がその学校に行って、その医ケアを担当するものがあります。県立の特別支援学校が取り組んでいる医ケアのお子さんのための制度とは少し違って、藤沢市が別にやっているものあって、それで対応できるくらいの医ケアのお子さんが小学校・中学校にもいらっしゃるというような状況で、数名だと思います。もしかしたら相談センターの方が少し詳しいでしょうか。

(石渡代表)

加藤委員、関連してだと思えますがいかがでしょうか。

(加藤委員)

看護介助員の制度は教育指導課でやっているのでも少し不十分なところもあるかと思うのですが、昨年度は白浜養護学校や市内の小学校のお子さん対象者6名ということで実施したという資料がございます。以上です。

(石渡代表)

加藤委員ありがとうございます。この看護介助員という方は、看護師の資格を持っており、学校の中で介助にあたっているという理解でよろしいでしょうか。昨年度ですと、特別支援校も含めて6名の方が利用されているということです。加藤委員ありがとうございました。ご説明いただきましたが、村松委員、何か補足ございますか。

(村松委員)

医療的ケアがある児童は、特別支援学校や対応できる環境が必要で、その医療ケアがない場合は、整っているところまで通わなければならないということで、できれば地元の学校でケアしてほしいと思うので、看護介助員の時間数も、その子にとっても重要なので、これは藤沢市で措置していると思うので、この辺も十分にさせていただければと思っています。以上です。

(石渡代表)

村松委員ありがとうございました。また現況などわかりましたら次回でもいいので、医療的ケア児の状況等についてもご報告をいただければと思います。他に報告関連で何かございますか。

(島村委員)

質問というか意見ですけど、重度障がい者部会の中で会議体を調整しているところがあると思います。小児在宅支援ですとか圏域ナビなど当事者の方がその中に入っていないのではないかと思います。よく皆さんの意見を聞くとこ

ろによると、医療ケアとか医療の方が連携してくださっている印象というのはすごくあるのですが、なかなか生活の実態に即しておらず、その点が反映されにくい状態であると思っているので、進んできましたら当事者の意見も少し聞いていただける機会があると良いと思いました。

(石渡代表)

はい、ありがとうございました。

(齊藤副代表)

重度障がい者部会では、当事者の参画をしていただいています。小児在宅療養支援部会は、市民病院からの退院促進の事業が元になっているというお話です。各専門機関の集まりというところで始まっていますので、今のところそういう動きは無いと思っています。私は事務局で入っているだけなので分からないのですが、圏域ナビにつきましては、圏域ということで始めていますが、内容はほぼ藤沢市のことが中心になっています。これについては、いずれ圏域での会議体というか、関連が必要だろうということで前もって立ち上げたものですので、それをどこかオフィシャルな会議につなげていくことができればそこで一応この圏域ナビの役割は終了してもいいという位置付けでやっております。まだ仕掛けの段階ですので、直接ご意見伺うところまではできていないというところになっています。

(石渡代表)

ありがとうございました。では今の島村委員のご意見、なるべく当事者の意見を反映して生活実態に即したという辺りは、今後ご検討いただくということでありありがとうございました。では、北坂委員、お願いできますでしょうか。

(北坂委員)

2つ質問があるのですが、一つは相談支援のお話ですが、以前もちょっと申し上げたのですが、恐らく相談員の方が少ないというお話があって、個々に相談したいことがあっても、なかなか対面での相談が難しいと。ある都道府県ではスマートフォンのLINEなどを使ってまず相談をします。その後で、事情を聴いた上で個別相談に臨むというようなことがあって、それをこの場で提案をさせていただいたのですが、そういうような形のものを今現在とおられるのかどうかというのが一つです。もう一つは、身体障がい者の就労支援です。これはなかなか難しいと思います。というのも、昨今自治体ですら水増しているということは、なかなか身体障がい者そのものが就労するという事は、やはり自治体ですら難しいのに、各企業でスムーズに行くことは難しいだろうと思います。これは一つ考え思いついたことですが、障がい者が企業に出向されて、その方がその企業の中で障がい者を採用できる職場というものが無いかどうかというのを考えられたらどうなのかなと。出向さ

れたその方を支援されるというようなやり方であれば、その企業で雇える職種が有るのか無いのかというのが、より具体的になってくるのではないかなと思います。以上です。

(石渡代表)

では、相談部会の方で LINE を使ってのご相談というのをやってらっしゃるかということですが。

(田中委員)

委員の質問に関してですけれども、相談部会としての取組としては、そこまでは至っておりません。現在取り組んでいるところは、障がい福祉サービスを使う方に対して、計画相談に携わる相談員さんと障がい福祉サービスに関わらず在宅の方、生活相談を抱えている方に対しての相談をどう充実させて行くかという仕組みがまだまだ追いついていないというところで、現在そこに取り組んでいるところです。今後平成32年度に向けましては、もう少し幅を広げて地域包括ケアを睨みながら、高齢の包括支援センターや市民センターなどと連携してどのような窓口を作っていくかということになると思います。そこに辿り着いた時にそういった手法が入ってくるかと感じておりまして、今現在そこまでは取り組むことができていないのが現状です。

(石渡代表)

就労に関して、船山委員お願いします。

(船山委員)

ご意見ありがとうございました。身体障がいの方に関わらず、障がいのある方たちが企業において、どのような仕事ができるのかということで、お互いを知り合うという意味では、出向というような形をとって企業さんがそれを許容するのであれば、有効な方法だと思って伺ってありました。障がいのある方たちがどういった仕事ができるのか、どういう配慮が必要なのかは、個々の状態像によって大分違いまして、例えば車いすの方だったらバリアフリーで階段や段差が無くてなど分かり易い部分もありますが、今後知的だとか精神だとか発達というところでは、非常にパーソナリティによって違う部分もありますので、その人に合った職場の提供だとか、仕事の提供だとか、何をやるかというところの作業の切り出しの部分で、そのような場を設けられるといいと思っております。先ほどもご説明させていただいた職場体験も、そのような意味も含めて進めていけたらと思っております。

(北坂委員)

未達成の企業などに障がい者が就職して、その方が障がい者支援する、そういう形でもっともっと具体的に取り組んでいけないかと思っているわけです。

(船山委員)

ありがとうございます未達成の企業は雇わなくてはいけないという状況なので、そのところはハローワークが雇用指導官という方たちがいてそういう部分を行っていくので、ご意見として、そのようなご意見がありました、ということ伝えていきたいと思えます。

(北坂委員)

そうではなく、雇用率の達成を実現する必要があるのではないのでしょうか。検証が必要ではないのでしょうか。

(石渡代表)

いえ、実現を目指すのですけれども、でも、北坂委員が仰ったように、当事者の声を就労の場でどう活かしていくかっていうのは、出向という形でなくてもいいのでは思えますが。

(北坂委員)

同じことをまだやりますよ、ということでは無理じゃないですか。というのが私の意見です。このような意見を言わないと前に進まない、支援につながっていかない。そのようなことを申し上げているのです。

(船山委員)

そうですね。

(北坂委員)

わかってないから言えることもあって、わかっている人であれば、言えないこともあると思えますが、しかしこのような意見を言わないと前に進んでいかないと思うので。

(石渡代表)

北坂委員ありがとうございます。就労とか雇用に関しては、市は直接やれないということで難しいところがあるかと思えますけれども、直接支援に関わっていらっしゃるお立場で受け止めていただいているところを、藤沢として工夫をしていかななくてはと思いますので、またよろしく願いいたします。それでは、それぞれのご報告についていろいろご意見をいただきましたけれども、このことを確認したいという方いらっしゃいますでしょうか。もしよろしければ、先ほど権利擁護部会からご提案いただいたアンケートですけれども、私は拝見してすごく工夫して意見を出しやすいアンケート用紙を作ったと思っていますのですが、このアンケート用紙について、修正や提案は、ございますでしょうか。よろしければこれで実施していただくということをご承認いただくということでもよろしいでしょうか。はい。それでは、このアンケートを実施し、今後アンケート結果を活かす方法を検討していくことになるかと思えますので、また委員の皆様にはそれぞれの選出母体なども含めてご協力をいただきますのでどうぞよろしく願いいたします。ではアンケートはこの案で実

施させていただくということをお願いを致します。それでは次の議題の二番目に地域生活支援拠点の整備について、まず事務局からご報告をいただきたいと思います。

(事務局：佐藤主査)

資料2をご覧ください。こちらの資料の一部は前回の協議会でも提示させていただいたものでございます。その後、居室確保事業の実施に向けて、実施予定の事業所さんとのやり取りで具体化してきたところがございます。今後の予定も含めて、簡単にですがご報告させていただきたいと思います。まず1ページ目ですが、相談窓口となるコーディネート機関及び受け入れ対応のイメージです。こちらに関しては、前回の総合支援協議会で提示させていただいたものです。緊急時において、相談の窓口としてどうしていくか。コーディネート機関の整理をしていきますということです。コーディネート機関①と書かれたものが、障がい福祉課と基幹相談センター、コーディネート機関②と書かれたものが、委託相談及び指定相談で、拠点等の機能を担うと位置づけられた事業所となります。普段の相談支援で関わりのある方に関しては、この②の相談支援事業所で担います。今まで相談支援に関わってこなかった方に関しては、①のコーディネート機関で担うといった流れでございます。受け入れの機関としては、まずは短期入所の事業所、こちらに関しては前回も説明いたしましたが、平成30年度の報酬改定で新たな加算もできましたので、それを活用する形で進めていければというところがございます。新しい居室確保事業というところで、この短期入所で受け入れ困難な場合に、一時的な居室の確保を実施するための取組というのを進めているところがございます。ページ捲っていただいて2ページお願いします。ここから先が少し具体化したものでございます。事前相談・登録についてということで、やむを得ない場合は事前相談無しでも緊急対応できるようにということで進めてまいりましたが、状態像を把握するためにも事前の相談や登録を基本としたいと思っております。まず利用者やご家族の方がコーディネート機関へ相談いたします。コーディネート機関によるアセスメントということで、ご家族やご本人の状況やサービスの利用状況、環境などを把握するということです。別紙の「安全・安心プラン」ですが、緊急時に備え皆さんで共有できるようなツールが必要ではないかということで作ったものですので、コーディネート機関で活用させていただければなと思っております。宿泊を伴う支援が必要な方に対して、短期入所などの申請をあらかじめ促しておくことが必要なことだと思っております。関係機関での情報共有ということで、この「安全・安心プラン」などを用いて情報を共有する。さらに居室確保事業が必要な方は、利用者が事前登録を行う。あらかじめ宿泊の体験も短期入所の体験的な利用などで緊急時の備えを進めていく。そういった流れを整理したとこ

ろでございます。続きまして3ページ、では緊急時というのはどのようなものなのかということで、緊急時の想定についてです。家族等の支援者が疾病や事故等の理由により急な不在となり、在宅での生活が困難な状態で、緊急一時的に宿泊の場の提供および支援が必要な状態とされております。ここから先は更に具体化して詰めたところでございます。宿泊を伴う長期出張や冠婚葬祭などの事情による場合ということですが、予定が明らかな場合は、この緊急という想定では対象外となります。ただし当然通常の短期入所の利用は可能となります。緊急の場合、短期入所の緊急受け入れややむを得ない場合は居室確保事業の利用も検討するということとなります。ただ本当に緊急の方が緊急で使えるようにという整理と、実際の利用するときの取組も必要ではないかというご意見もございまして、一応こういった整理をさせていただいております。2番3番は、緊急とは違う流れを改めて確認というところでございます。虐待の恐れがあるケースですが、こちらに関しては障がい福祉課の虐待防止センターの対応となるということで、ここでの緊急時とは異なる流れということになります。ご本人さん自身が体調不良で急な医療が必要な場合は、当然ながら119番の通報、救急医療の対象ということでそちらの対応ということになります。ここでいう緊急時というのは、支援者の急な不在というところが緊急時であると改めて確認するところでございます。次がフローチャートになります。コーディネート機関から受け入れ対応、そして受け入れ後までの流れを図にしたものがございますので、ご覧いただければと思います。最後になりますが、5ページ目、進捗状況についてです。このコーディネート機関とされる地域の相談支援事業所の募集を既に掛けております。地域の相談支援事業所、指定特定の計画相談を担う事業所の中で、7つの事業所に手を挙げていただきました。この7事業所で打ち合わせを今後していくということになります。ここに書いてあるとおり、相談支援事業所の中には夜間支援・休日支援が整っていないところが多いのですが、そちらに関しては、コーディネート機関①ということで基幹相談センター等、そちらにフォローをする形で入れればと思っております。短期入所事業所に関しても、どのくらい緊急時の受け入れができるかと言うところの調査を実施しております。8月上旬から中旬にかけて調査をして、ほとんどの事業所から返ってきているところでございます。こちらも実施前に集計してコーディネート機関でこの情報を共有していきたいと思っております。新たな居室確保事業になりますが、こちら今3つの事業者と協議を実施中でございます。そのスケジュールが最後6ページに書いております。要項・要領の整理であったり、それに向け基づいた協議を実施したいということで進めているところですが、これから契約になるのであくまで予定ではあるのですが、このスケジュール感で行ければと思っております。9月には契約を結び、10月には市民

向けの公布を本格的に開始できればというところですが、実施に先立ってコーディネート機関とこの居室確保の事業所を中心に打ち合わせをしっかりと行って、受け入れられるような状況を作っていければなと思っております。あと、広報に関してもしっかりと市民のほうに届くようにして、本当に必要な方が、利用できるように検討していかなければいけないと思っております。以上でございます。

(石渡代表)

ありがとうございました。地域生活支援拠点の大きな課題である緊急時の短期入所について、独自の居室確保事業も含めて具体的な利用について整理をしていただきました。コーディネート機関と受け入れる施設等について調査等を行った結果をご報告いただきましたが、今のご説明について何かご質問・ご意見ある委員の方お願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(前田委員)

質問ですが、最終ページの「安全・安心プラン」という表の中に、障がい支援区分を書き込む欄があります。とても小さい欄なのでおそらく数字だけを書き込むことになると思うのですが、この障がい支援区分の調査自体を使うことは、できるのでしょうか。サービスを利用するために調査を取られますが、それだけであの調査を終わらせてしまうのは、主婦の感覚として非常に勿体ないなと感じております。80項目もある、ADLから始まって行動障がいとかいろいろと本人の状態に対してどの支援が必要なのかっていうことを調査されているので、活かす手が無いのかなと考えていて、それをほかの用途で使ってはいけないのかっていうのがやっぱりわからないので教えていただきたいのと、もし使えるとしたら、この「安全・安心プラン」の中の上から2行目くらいに同意の部分があると思いますが、この「安全・安心プラン」のこの用紙を共有することを同意すると共に、障がい区分調査のデータをコーディネーターがアクセスするなり、市役所に問い合わせるなり、そういうことをすることができる可能性が有るのか無いのかということをお尋ねしたいのですが、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

やはり市民感覚でと、先ほど北坂委員も仰っていましたが、新しい提案をいただいたかと思うのですが、では事務局、ご質問も含めてお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。まず区分の調査の結果ですが、ご本人さんの同意が基本的には取れば、もちろんその用途としては、ご本人さんの支援というのが当然用途ではあるのですが、例えば地域の相談支援専門員さんもこの同意を



取ったうえでの共有というのは既にやっております。よって、そのようなことは可能ですし、今作っている居室確保事業の要領に付随する同意書の中でも、そのような調査票に関して、コーディネート機関や受け入れ事業所と共有することを同意しますという一文を入れさせてもらっていますので、この認定調査票をご本人さんの状態像の把握のためにということで同意が取れば、共有することはできます。加えてこの安全・安心プランでここに書いてあるとおり、この内容を支援者で共有することを同意しますということなので、支援に必要な情報に関しては、同意を取った上で共有することを進めていければと思っているところです。

(前田委員)

一つの調査を違った方向からまた見ると、問題点というか、過不足がやっぱり分かると思うので、先ほど北坂委員が仰ったみたいな、反省事項を抽出して、どうするのかということ議論するのは勿論大切だけれども、違った方向から見て、これをどう活用しようかという考え方をしていかないと、人口減少で生産年齢も減少して福祉で仕事をしてくれる方がそんなに飛びぬけて多くなるとは考えられないので、今いる人たち、今あるものをどうやって活かしていくかということを考えていかないといけないと思って考えてみました。これからもよろしく願いいたします。

(石渡代表)

前田委員ありがとうございました。やはり同じことを何度も聞かれるという問題は、今までもいろいろ指摘されていて、情報をどのようにつなぐかというのは、今日のテーマでもある一貫した支援というようなところで関わってくると思いますので、とても前向きなご提案をありがとうございました。他に、地域生活拠点関連のご説明に関して何かございますか。では山田委員お願いできますでしょうか。

(山田委員)

社会福祉法人光友会の山田です。資料6ページです。拠点整備の全体としてこの3つのコーディネート、居室確保、短期入所という中で、やはりどうしても居室確保が始まっていないということもあって、なかなか全体像の想像がしにくいところがあるのですが、前回の協議会の資料の中では、居室確保事業の概要(案)というのが確か出されていたと思うのですが、要領・要綱が制定されたということで、そちらに包括されていくとは思いますが、この場で要綱とか要領の開示をしていただくと全体像が一つ分かりやすいかなというお願いが一点と、あともう一点が10月以降受け入れにあたっての協議を実施と書いてありますが、この協議というのがどこで行われるものか、おそらくモニタリングを定期的に行っていかなければいけないと思うのですが、この協議

が相談支援部会で行われていくのか、あるいは個別で行っていくのか。その方向性を教えていただければと思います。以上です。

(石渡代表)

それでは、まず今の山田委員のご質問に関して二点ほどありましたが、事務局お願いします。

(事務局：佐藤主査)

まず要領・要綱に関しましては、次回の協議会で、お示しできればと思います。協議の場でございますが、こちらに関しては相談部会とは別に、このコーディネートを担う機関と受け入れをする機関の中で、手順や実際のやり方の確認という意味で協議でして、モニタリングも含めて定期的にと書いてありますので、そういったものを別の日程で集まって打ち合わせをするという目的でやりたいと考えております。以上です。

(石渡代表)

要領・要綱については協議会にもご紹介いただけるということですが、コーディネート機関などの協議についても今も説明ありましたところでよろしいですか。他にはいかがでしょうか。

(島村委員)

受け入れ機関の整備の中で、市内の短期入所事業所に対して状況を調査しているということですが、例えば重心に対応できる場所もそこにちゃんと入っていけそうなのか。それから重心の場合は、普段は市外の短期入所先を利用している方が多いと思いますが、今後市外にも理解を求めて、受け入れ先としてお願いしていくという可能性はあるのでしょうか。

(石渡代表)

では、お分りの範囲で事務局お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

まず短期入所の事業所に関しては、市内の10ある事業所に今回調査をかけておりますので、医療ケア、重心、療養介護施設というものはその中には含まれておりません。今後周辺の療養介護事業所にもお聞きして、いざという時どのような形で使えるのかというのは確認させていただければと思っております。あと市内の資源としては、湘南東部あんしんネットがございますので、その利用に関しても事前登録が必要ということではありますが、このコーディネートの中で活用も促すという取組をしていければと思っております。以上でございます。

(齊藤副代表)

今の件に関し補足というか、追加の情報ですが、今作られているこの形の中で、医療ケアのある方を対応できるかということ、実際にはできない仕組みです。

そのところで前にも言いましたけれど、メディカルショートの特案もさせていただいているのですが、県で医療型短期入所という事業について、神奈川県には今まで重心施設だけが実施しているものがあつたのですが、一般の病院にも受けてくれないかという動きをし始めているところです。ですので、病院で医療型短期入所という制度を使ってもらえるような形では働きかけが進んでくると、今までにはない資源が使えるようになるかもしれないという情報です。まだ未定ですけれども、そんな動きもあります。以上です。

(石渡代表)

齊藤副代表ありがとうございました。重症心身障がいとか医療的ケアが必要な方の緊急時の対応というのは、遠くの専門機関に行かなくてはいけないというようなお話をよくお聞きしますので、緊急時の対応というところでは、是非、身近でやれるような検討をお願いできればと思います。大事なご指摘をありがとうございました。他に何かございますか。では、櫻井委員どうぞ。

(櫻井委員)

3ページの緊急時の想定についてのところです。2番目のところですが、暴力などの場合は、緊急時とは違う想定になるということでしょうか。暴力をふるった場合はどのように対応していくのか教えていただきたいと思います。それと帰宅に時間を要する場合、1か月でできるのか、2～3か月なのか期間が分からないので、そのあたりも教えていただければと思います。

(石渡代表)

では、この点をまず事務局お願いしてよろしいでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

こちらに書いたのは、虐待通報のケースと、ここでいう地域生活支援拠点等の緊急時とは異なりますということなので、暴力なども一般的な緊急時には当然なります。虐待の通報というのは、市の虐待防止センターが対応するので、ここでいうコーディネート機関ではございません。その緊急における入所調整や宿泊の場の調整も市の虐待防止センターが中心となって行いますので、ここでの緊急時とは違う流れとなります。ここで言う緊急時に関しては、あくまでも支援者の一時的な不在などを想定しておりますので、虐待通報、そしてここに書かれたようなご本人さんの急なご病気などは、またちょっと別のルート、別の枠で受け付けるものになります。虐待対応の場合の期間ですけど、やむを得ない場合の措置というのが虐待の場合はございまして、もう長い方は本当に数か月、この措置によって離れるという方もいますし、この虐待の通報の中での流れになりますので、一時的にということも本当にありますし、数日間ということもありますし、措置であれば長期間の入所という形もございます。

(櫻井委員)

はい、わかりました。

(石渡代表)

ということで、やはり虐待も緊急的な対応を必要とするということにはなりませんけれども、やはり少し流れが違ってくるということです。地域生活拠点関連もご意見いただきましたが、他にこのことをという委員の方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらなければ、開始から1時間以上経っているので、10分ほど休憩をと思いますが、はい、じゃあ今から10分間休憩ということですので、あの時計で57分くらいになりますが、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

<休憩>

(石渡代表)

まだお戻りになっていない方もいらっしゃいますが、ちょっと進行が遅れておりますので始めさせていただきます。議題の3番目、児童期における支援課題についてということで、資料3のご説明を事務局お願いしてよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田主任)

児童期における支援課題につきましてご説明をさせていただきます。前回の会議の中で、ライフステージに応じた支援課題について意見集約及び協議を行っていくということから、前回の会議から今回にかけて、児童期のところで皆様にもご協力いただきまして意見を頂いてきたところです。資料につきましては3-1、3-2をご用意ください。3-1につきましては、皆様から頂いたご意見をカテゴリー分けしまして、まとめたものになっております。3-2につきましては、皆様からのご意見を可能な限り原文に近い状態で記載をしております。3-1に関してですが、この会議に臨む前に運営会議が開催されて、その中で運営会議の委員の皆様からもご意見を頂き、ある程度カテゴリー分けをしております。そのカテゴリーの一つ目は、日常生活の部分と、二つ目が医療・健康・療育、三つ目が日中活動、四つ目は相談・支援・サービス、五つ目が住まい、六つ目が経済という、六つのカテゴリーに分けてお話をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。資料3-2に関しましては、全文となっておりますので、少しお時間のある時に皆様の方で確認をしていただければと思います。それでは、内容に入ります。一つ目ですけれども、0歳から2歳における乳幼児、幼児期のところです。こちらにつきましては、主たる養育者、介護者となる母親の負担が大きいという意見が寄せられております。それから、兄弟、姉妹がいる場合、本人以外の子供

の世話をを行うことが必要になり、母親を中心とした家族の負担はより大きなものになるとの意見がございました。障がいのあるお子様を持つご家族にとっては、日常のご本人への関わりがその日その日の活動の大半を占め、社会との関りが少なくなっていくというご意見を頂いております。続きまして、ページを捲っていただいて、医療・健康・療育の部分になります。こちらにつきましては、障がいをいかに早期発見し、障がい特性に応じた療育をどのように進めていくのかというご意見が寄せられております。公的な健診を活用し、障がいを早期発見し、ご家族に対して適切なアドバイスを行っていくことが重要であり、そのために支援者が専門知識を持って対応していく必要があるとのご意見が多数寄せられております。続きまして、相談・支援・サービスの課題についてです。ご家族が相談をしようとしたときに、どこの誰に相談していいのか分からず、一人で抱えてしまっているとのご意見が寄せられております。また相談したとしても、支援者側の連携や情報が不足することにより、十分な支援体制が整えられていない場合があるとのことです。ご本人ご家族に対して障がいの受容やその対応にきめ細かな丁寧な対応を行っていくために、支援者側の連携が求められております。0歳から2歳の乳幼児、幼児期につきましては以上です。続きまして3歳から6歳の未就学期における支援課題につきましてお伝えいたします。日常生活の部分に関しましては、移動についての難しさ、兄弟姉妹の行事への参加の難しさがあるとのご意見が寄せられました。また、地域とのつながりにおきまして、親同士のつながりの重要性を訴える意見が寄せられていると共に、将来に向けて支援者との連携も視野に入れてつながりを持つことが必要との意見も寄せられております。続きましてページ捲りまして、医療・健康・療育の課題の部分です。専門的な診断が求められ、的確なスクリーニングによるお子さんの成長への適切なアドバイスが求められています。また必要なお子さんへ療育が届いていないのではないかということや、受診や服薬に関する対応が難しく、周囲の理解を求めるとのご意見も寄せられております。続きまして、日中活動の部分です。幼稚園や保育園などの障がい児の受け入れ状況や学校での対応はどのようなものになるのかわからないというご意見が寄せられています。続きまして、相談支援・サービスの部分です。こちらでは、お子さんの成長に伴いまして、ご家族が進学先やお子さんへの関りについて支援者の専門的知識に基づく、的確なアドバイスを求めています。特に進学先につきましては、保護者からのご意見を聞く機会を増やしたり、有識者の意見を取り入れたりするなど、慎重に検討してほしいとの意見も寄せられております。この時期利用できるサービスや、家族の事情によりご本人の対応をお願いする選択肢の少なさについてのご意見も寄せられております。この時期の最後になりますが、経済的な部分です。ご本人の生活環境を維持して行くことで、ご家

族がお仕事の継続が難しくなったり、ご兄弟の預け先に経費が掛かったりしたというご意見を頂いております。ページ捲りまして、7歳から14歳の学齢期についてお伝えしていきます。日常生活の部分では、障がいのある姉妹がいることで、その姉妹が周囲の子どもから拒否されるなど、障がいへの理解や日常生活をどのように支援するのかという意見が寄せられております。また、ご本人、ご家族が困っているということを周囲が気づくことの大切さや、就学先を中心とする支援者との連携が求められております。障がい特性上、本人への対応に苦慮したとのご意見も多く寄せられております。続きまして、健康・医療・療育の部分です。就学先での医療的ケアの必要性や理学療法などの専門的アプローチは、必ずしも需要と供給のバランスが取れているという状況ではないと考えられます。訪問系サービスを導入してはどうかという意見が寄せられております。続きまして、日中活動の部分です。精神の発達を視野に入れ、余暇活動の大切さについて意見が寄せられております。また、ご本人の障がい特性や学習の進捗状況に合わせた教育や支援が求められておまして、ニーズの多様性に対応するのか、今後検討が必要となっていきます。続きまして、相談支援・サービスの部分です。ここは支援者との連携が取りづらいとの意見が寄せられております。日常生活においてどのような福祉のサービスがあるのかわからず、手軽に相談できる場所が求められております。このことは、支援者側の課題としても、福祉の情報が家族に届いていないのではないかとご意見からも合致しております。ページ捲りまして、今度は15歳から17歳の成人への移行期についてです。日常生活の部分では、サービスの移行によりこれまで利用できていたサービスが利用できなくなり、ご家族の就労の継続が難しくなったり、障がいの重度化によりお仕事を抱えながらもご本人への支援を続け、疲労感が溜まっているという意見が寄せられております。また、幼少のころからの人間関係を継続することが、この時期改めて語られております。続きまして、健康・医療・療育の部分です。こちらにつきましては、小児科から他科への移行があるため、医療機関同士の連携が必要との声が多数寄せられました。また、社会生活を送るために他者と関わることで社会性、協調性を高めたり、ご自分の障がい特性への気づきや困っていることへの対処法などを学ぶことが必要と考えられております。続きまして、日中活動の部分です。卒業後の進路を見据えてご本人に合った進路先を選択できるよう、実習や相談が求められております。スクールカウンセラーにつきましては、その充実が必要とご意見もございました。ご本人も将来に対しての不安が生じるケースもあり、それに対するケアも必要になってくるとのことです。ページ捲りまして、相談支援・サービスの部分です。これまで学校中心の生活や支援体制から変化していくことや支援が途切れてしまうことへの不安が生じております。支援者同士の

連携が強く求められ、支援が継続されることによりご本人やご家族は安心して生活を送れるというご意見が寄せられております。また、卒業後の受け入れ先として就労以外の部分で、生活介護事業所の不足が懸念されております。それから経済的な部分です。社会に出るための所得が準備されていないことや、親の就労支援が難しいというような意見が寄せられております。最後になります。その他児童期全体を通じてということでご意見です。日常生活の部分につきましては、本人のみならずご家族に対する支援をどのように行っていくのか、家族を支え、負担が過多にならないような方策が求められております。また、ご家族の障がい理解や受容が必要だとするご意見が寄せられております。親は、お子さんのことを第一に考え自分のことは後回しになってしまっていて、その他のご家族にも負担が増大するのでご家族への支援が必要と考えられております。ページ捲りまして、健康・医療・療育の部分につきましては、障がい特性を踏まえた本人理解と環境設定が必要であると、学校を卒業するまでのこの期間の適切な関わりが将来に影響する。ご家族、支援者が連携する必要があるとのご意見がございました。日中活動の部分につきましては、余暇の必要性や精神障がいのある方への支援の在り方についてご意見が寄せられております。あと相談支援につきましては、早期介入からご本人の成長に合わせ、適切な社会資源の活用が必要となります。児童期、そして児童期から成人期にかけてライフステージごとに環境の変化がある中で、支援者の連携による一貫した支援が求められております。経済的な部分につきましては、年金それからこれは日常生活上の部分だと思うのですが、移動に掛かる経済的な支援について意見が寄せられております。本当に簡単になります、事務局からは以上です。

(石渡代表)

発達段階ごとに本当に切実な声が、とても整理されてご報告をいただいたと思いますが、まずまとめについてご意見ご質問ある方いらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。何かずっしり重いので、受け止めてしまえないという感じでしょうか。では、北坂委員お願いいたします。

(北坂委員)

障がい者の支援の話ですけど、私が最近感じたことがあるのですが、新国立美術館に行きました。その時に20分待ちで、中に入ると人がごった返しでした。一方で障がい者割引というのがありまして、同伴があつて二人まで無料で入れます。ところが入ったところで障がい者は見れません。これが実態です。障がいの程度はあつたとしても、入ったところで障がい者は戸惑うだけです。これを例えば1時間前に障がい者だけやるとか、何か対策を考えていかないと、ここの話にもつながるのですが、制度がきちつとあるけれども、それに対してきちつとうまく活用できているかどうかというところの検証を是非し

ていただきたいです。そこでもう一つ申し上げたいのは、障がい者、障がい者と言いますが、彼らも個々の人間ですから一つの能力を持っているはずです。その能力を見出すための支援、これは親かもわかりませんが周囲かもわかりません。例えばこの例であれば、発達障がいの書道家がいます。彼女の場合は、親がその彼女をその書に対しての能力を見出し、そこまで導きました。これはもう正しく自立できる一つの大きな要素です。そういうような形のものを見出していく支援というのが私は必要だと思います。そのためには例えば美術鑑賞もそうかもわかりませんが、音楽鑑賞もそうかもわかりませんが、そういうような学校教育はもちろん必要最低限な部分ですが、それ以外のところで個人としての能力を見出すという支援を今後は是非お願いしたいと思いました。

(石渡代表)

北坂委員大事なご指摘をありがとうございます。今のご指摘は、本当にいろいろな場面について考えなくてはいけないことだと思います。もし、今この児童期の支援というところでご意見をまとめていただきましたので、この児童期の支援という辺りで何かご質問やご意見いただければと思います。

(濱坂委員)

まず、発言の前に本日欠席の連絡をしておきながら、都合がつかまして出席ということで、席次表とは違う場所に座っておりますことをご了承いただければと思います。先ほどの北坂委員の発言にも続くのですが、制度があるけれどもうまく活用されていないというところで、うちの連絡会の中でも議論をしたところで、うちは作業所の団体ですので、学校を卒業されて作業所へ見学とか、制度の見学とかに来る時に、なかなか制度のことが親御さんに伝わってなくてなかなかうまくいかない。具体的に言いますと、成人への移行期のところで生活介護の事業所から意見が上がったのですが、「生活介護って、学校卒業してすぐ行けますか。」「最近、B型は学校卒業して入れないって聞いたのですが、生活介護もそうだと思っていました。」というような意見が上がったり、作業所を含めた福祉施設について、まだまだ認知が広がっていないようなところを課題として感じるという声が上がっています。そもそも制度以前に、制度の欠陥のところに、制度がまだ追いついていないのではないかという意見も出てきました。18歳未満で精神障がい発症された方については、例えば特別支援学校は精神障がい者は対象になっていないとなると、18歳未満で精神障がいを発症した方は、「福祉の受け皿は一体どこがあるのか。」というところで、普通級でもなかなかそういう対応はできていない。どのような支援がこの先必要なのかというような意見が上がってまいります。うちの団体から上がったのはヤングケアラーの問題で、親に障がいがある方という場合、児童期の方のケアをするだけでは不十分で、家族支援ということで、親も障がいのある方を



想定した際に、トータル的なコーディネート支援というか、そういった支援の必要性はどうか、というようなことを具体的な事例を交えて意見を出される事業者さんがおられましたので報告をさせていただきます。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。移行期の情報が伝わっていないというようなことと、それから18歳未満で精神障がいが発症した方への支援という辺りが明確でないというようなことが二点目と、親に障がいがあって、親への支援も必要というような、大事なご指摘を濱坂委員からいただきましたが、他にも何かありますか。はい、では村松委員。

(村松委員)

今のお話を受けまして、行き場のないケースというのは、子供の難病であるのですけれども、小児特定疾病というのがあるのですが、この場合の特に神経難病にかかるような子どもというのは、だんだん重くなっていくことがあります。特性から今の時期じゃないと地域の子供たちと交わることができない、だんだん重くなっていくので、病院でも生活になってしまうということで、地域の子供たちと例えば通常学級の中で交わっていきたいという思いがあるのだけれども、先ほどの看護介助員がなければ親が付いて行くしかなということで、特に難病の場合は特性を考えていただくことが必要なケースがあります。一応ご紹介です。

(石渡代表)

村松委員からも大事なご指摘とそれから難病という枠の中での支援はまだ始まって間もないというところもあって、いろいろな難しさがあると思いました。この辺り関連する他の委員の方にご意見お聞きしたいとは思っているのですが、今の報告をお聞きになったところで、何かこのことをという方いらっしゃいますか。すいませんが、18歳未満で発症した時の精神障がいの方というのが、話題に出たので、これは戸高委員何かお考えありますか。

(戸高委員)

特に精神障がいというわけではないですが、これを見て生まれてから18歳になるまで、各段階、ライフステージの中に専門機関というのはたくさんありますが、たぶんそこは教育に引っ掛かってくると全然連携が取れなくなる。成人になってくるとある程度連携が取れて行くのですが、この期間の中でこの問題を取り上げるときの課題としては、乳児期とかいろいろな段階の中で、それぞれに必要な部分がありながら、一人の人が0歳から18歳まで行くのですけれども、関係する者が全然つながらないまま、その一人だけが動いている状態なのかなと思います。精神障がいの利用者から聞くと、もう中学生くらいのときは、よく考えたらあの頃から自分はそうだったかな、みたいところはありま

すけど、その時点で誰かに相談するとか、家族がそのところを誰かに相談するというのをできないまま、自分の子供が病気であると認めるのはなかなか大変な部分ではあるので、大事なところが分断されてつながっていない。0歳から18歳まで一人の人が動いていくけれども、その制度は、先ほどから言われているようにつながっていないです。例えば乳児期であれば、たぶん母子の関係で保育士とかいうのが関わるけれども、じゃあそれが大きくなっていったときにどうつながるのか、なかなかつながっていないから、制度が分断されて、一人の人がそのまま成長していくというのが非常にある気がしていて、あと家族の支援をどうするか、5、6年前に藤沢市であった家族支援というのを福祉計画の中に上げたと思いますが、そこ情報が家族にどう伝わっていくかという仕組みを作っていないと、なかなか難しいかなという気はしていて、精神障がいの方なんかも、中学高校辺りで発症した方たちがやはりつながらないまま、そこから治療が始まるみたいなどころがあり、そこでまだ関係とつながっていないという、つながりが無いところでいろいろな課題が大きくなっている気がしています。

(石渡代表)

今のつながりのところも含めて、やはり相談がいろいろ鍵になるというような気もしますが、今この教育の話でたぶんこれは特別支援教育というよりも、通常の教育の場が精神の方の場合だと話題になってくるような気もしますが、先ほど、社会へ出てからの生活介護の利用について、情報が無いというようなお話もありまして、高橋委員、この辺りについてお気づきのことがあったら補足していただけますでしょうか。

(高橋委員)

精神障がいについていうと、障がいの枠で教育がどうこうというような振り分けは恐らくはしないです。病気をお持ちだとしても状態像の中で適応できそうなところを選ぶだろうと思っています。小中学校については、義務教育なので、行き場が無いということにはならないけれども、行くべきところで適切な支援ができていいのかというところがきっと大きな課題で、その後については、自分で選んで行くということで、以前、サポート校を見学した時に、中学校時代に発症して、不登校とか登校渋りのような状況にあって、そうするとその状態像に応じた場所ということで一応選ばれてきたと思いますということを知ることがあります。個々のケースがいろいろとあると思うので、こういう枠がありますというような状況では無いと思います。それから移行期の情報が入っていないということについては、お恥ずかしい実態があったのかと思って反省もしたりするのですが、特別支援学校としては進路担当がいて、進路についての制度説明とか、見学とかいろいろなつながりのところについてはかなり個別に

丁寧に対応する仕組みになっています。ただ、なかなかご理解が進まないまま卒業される場合も、もしかしたらあったのだらうと思っています。それから、親御さんも障がいをお持ちの家庭支援ということについては、教育の中では家庭訪問をする機会もありますし、親御さんといろいろ関わる機会も多いので、できるだけ学校は関わっているつもりではありますが、やはりやりきれない部分も多々あって、学校だけで抱え込むのでは無く、親御さんを支援して下さるところとも連携をしながら進めて行っているような状況です。

(石渡代表)

高橋委員ありがとうございました。大事な今のご意見から気づきがたくさんありましたが、小児特定疾病、難病、それから神経難病の方のお話が出たので、これは医療のお立場から木原委員何かお気づきのことがあったら、いかがでしょうか。すみません、やっぱり頭を抱えさせてしまいました。あとは相談のところについて、田中委員何かありますでしょうか。

(田中委員)

部会の報告でもしましたが、どうやって連携を取って行くかというところで、ライフステージの年代別にぶち切れになっていたものが、どうやってスムーズに行けるようにするか取り組んでいます。あと制度の不備ですけども、僕ら日々、制度に振り回されないように非常に注意しているところで、逆に制度を活用するものだというところでも取り組んでいます。この制度でやり切れていない部分、「無いからしょうがない」で終わらせるのではなくて、無いのであったらどうすればできるのだらうと取り組んでいて、これがまだまだ100%には近づいていないのですが、できるところから取り組んでいるところで、家族支援も含めて本当に情報が上手く回っているところは、横の連携が取れて家族支援まで行っていると思います。なかなか情報がブツ切れになっていて、実は親御さんに障がいがあったとかっていうのが半年たって分かったとか、というケースも実際にはあると思います。まだまだできていないところは、非常に目立ってしまうと思いますが、相談は非常に見えにくいのですが、細々と先に進んでいる部分もあるというところは、希望を持っていただきたいと思っています。すみません。

(石渡代表)

本当にここは課題を出すだけでは終わるのではなくて、次にどうつながるかということを考えなくてはいけないということで、それぞれの専門部会でも検討してくださっています。今回児童期の課題というのをいろいろ整理していただいて、そこは皆さん共有できたと思いますので、これをどうしていくかを今後につなげたいと思います。

(事務局：鎌田主任)

代表より少し説明をしていただきましたけれども、今回児童期速報値というような形で意見をまとめさせていただいておりますが、児童期でも0歳から2歳、それから3歳から6歳、という形で細かく分けられています。そういったものをそれぞれのカテゴリーと年代別でもう少し整理をして、皆様にも見やすく理解していただきやすいように情報を整理すると共に、それから次回以降は成人期さらに高齢期という別のライフステージのことも入ってきますので、それぞれライフステージごとの比較ができるような資料もご用意させていただこうと思っております。今後地域課題や、部分的なライフステージについてのご意見をいただき、協議をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(石渡代表)

というのは、今後に向けてというのでよろしい訳ですか。

(事務局：鎌田主任)

はい。

(石渡代表)

ありがとうございます。そうしましたら4番目の議題、本人の意思決定を尊重した支援に関する取組集について、これまで昨年辺りに検討した意思決定の在り方をどうするかという方向性も含めた資料を作っていただきましたので、この報告を事務局からお願いしたいと思っております。

(事務局：吉田)

お手元に資料4と書いたものがあると思います。今代表よりお話がありましたように、昨年度の取組をまとめた報告書の案を作成しました。ページ開いていただくと目次があります。中身につきましては、以前皆様にお示ししたものも含まれているので、割愛させていただきますが、最初に代表がお忙しい中、執筆中の代表のご挨拶が入ります。その後ページ捲っていただくと、昨年度の取組を箇条書きにしたもの。なぜこの冊子を作るに至ったかという説明が入ります。それから実際の取組状況。何月にどんなことをして、何月にどこに行つてという表が入ります。そこから第1章ということで、昨年度実施したアンケートの概要、アンケート用紙、調査結果という順に報告ということで、原文にできるだけ忠実な形で記載させていただいております。第2章は、考察というか概略版です。事業のアンケートもそうですが、とにかくいただいた意見を出だしているのと、それを更に集約したものの。それを2つ載せるようにしております。その後に権利擁護部会として別のアンケートをお配りさせていただいた別項目です。そこの聞き取りを行いましたので、それをまとめて考察を加えています。第3章からは、皆さん今日は初めて見ると思っておりますが、実際事業所に出向いて伺った、どんな取組しているか実践の報告になります。今回白黒です

けど、例えば絵カードであったりいろいろな書式を使っていたり、言葉でのコミュニケーションだけではなく、見る・聞く・触る・感じる、いろいろな要素を盛り込みながらご本人の好きなこと・嫌いなこと、先ほど北坂委員からもありましたが、ご本人が特技としてできることとか、得意としているもの、それから伸ばす可能性を広げるための仕組や取組をご紹介させていただく欄になっています。支障のない範囲で、使われているカードですとか、工夫されたツールの写真を入れさせていただいて、参考にさせていただければと報告をさせていただきます。あともう一事業所、お伺いする予定の事業所がありますので、そこにお伺いさせていただければ、ここは完成になりまして、先ほどご承認いただきました、家の中でご本人が好きなこと・嫌いなことについて、どんな時にわかったか、ヒントになるようなところの事例の今聞き取りをこれから始めるところです。お気づきの方いらっしゃると思いますが、ご家庭とかご家族のヒアリングとか調査というのは非常に難しいので、一斉にアンケートを取らせていただいて、その中の内容をここに記載するという予定であります。事業所の皆さんの取組、それからご家庭での取組が対になって、一つの報告書としてまとめます。さらにそれを実際の現場の支援に活かしていただきたいと思っていますので、「こんなツールあるのか」とか「家でこんなことやっているのか」など、何かヒントになればということを含めて、もう一度支援者が意思決定支援を考えるきっかけ、一助になればということを考えていますので、権利擁護部会のアンケートが最後に載った段階で、皆さんにお示ししたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

ご説明ありがとうございました。昨年いろいろ検討していただいた意思決定支援を実際どう行っていくか。まだこれも途中の段階で、今日お願いした家族への支援の在り方も含めたものになるということです。やっぱりこういう物を作れるのは藤沢の力だと私は思っているのですが、今ご説明いただいたこの報告書の案について、何かお気づきのことがある委員の方いらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。3章いろいろなパターンに分けた支援の在り方を示していただいている辺りも、私はとても参考になる報告書ができると思ったりしましたが。あるいは報告書を作るにあたってのご要望とか、ご提案なども含めてご意見があればいただけたらと思いますが。最終的な報告書は、今年度完成になりますか。もし次回あたりにもご意見いただければ反映させていただくことは可能でしょうか。

(事務局：吉田)

権利擁護部会のアンケートを年内に取りまとめたいと思うので、次回の協議会が11月になりますので、多分第4回目の最終の時に報告書の案として提

出させていただきます、ご承認いただくというスケジュールで行きたいと思っています。

(石渡代表)

ということですので、今日意見を頂かないと、反映できないということでは無いで、その辺りも含めて委員の皆様からのご意見を最後のところで頂ければということですが、何か部会の会長さんたちで何かご意見を交換しているようにも見たのですけれども、いかがでしょうか。はい、では北坂委員お願いいたします。

(北坂委員)

このアンケートですけれども、これは藤沢だけに限ったものじゃないので、この母数をもっと増やす方法というのを行政で考えていただいたらどうなのかなと思います。その中で藤沢市が独自でやっているものがこういうことです。というような形でまとめていただくのがこの藤沢市としての報告書じゃないかと思います。全体に関わることは、他の都道府県と協力し合ってアンケートを実施ような方法を考えていただくのがいいかなと思います。

(石渡代表)

北坂委員ありがとうございました。たぶん全国的な傾向が網羅できているアンケート結果になっていると私は感じたところですが、では今のご意見なども事務局でご検討いただく余地がおりでしょうか。すみません。

(事務局：吉田)

この今回のアンケートは藤沢のもので、藤沢の協議会として企画して藤沢市内の事業所さんをお願いをしたというアンケートになります。あまりこういうアンケート調査等を全国的にしたということはあまり聞かないので、ちょっと調べてみて他の地域でも同じようなことをしているというのであれば、また参考、ご参照できればと思います。

(北坂委員)

これがよしとするならば、もっとこう横口を広げていくと。

(事務局：吉田)

そういうことですか。

(北坂委員)

ということですよ。そうすることでもっと母数が増えてきます。その中で藤沢市としての特異性、こういうことをやっています。ないしは、こういうような状況があります。というようにまとめられた方が、より藤沢市としての特徴が出るのではないかと思ったのです。

(事務局：吉田)

比較ができるということですよ、この協議会でまとめさせていただいたもの

は、当然ホームページにも掲載しますし、湘南東部圏域という、藤沢、寒川、茅ヶ崎という圏域があって、その上には神奈川県というのがありますので、当然いろいろなところに藤沢はこういうことをやりました、という話をさせていただきます。もしご賛同いただいで、「ちょっとやり方教えてよ」なんていうことであれば、裾野を広げて他の地域はどうなのかなんていうこともできると思いますので、広げていく努力もしていきたいと思います。ありがとうございました。

(石渡代表)

はい。それではよろしく申し上げます。それでは齊藤副代表申し上げます。

(齊藤副代表)

意思決定支援についてということで、このアンケートだと直接では無いのですが、紹介したいと思いましたが、神奈川県で重症心身障がいに関連施設で協議会を作っておりまして、そこで去年一年間、丁度40周年ということもありましたので、重症心身障がいの方々の意思決定支援ということテーマにして取り組んだ報告書が作ってあります。ただ実際には現場レベルで浸透しているのだろうか、ということがありましたので、現場の職員向け、あとサービス管理責任者向けのアンケート調査を実施予定で今準備をしているところです。そういう意味でこの事業所の紹介もうちにきていただいて、改めて「うちの職員がこんなこと言っている」なんてことも思いましたけれども、やはり意思決定支援という言葉が皆に浸透する前からどうしたら良いのだろうかという悩みの中でやっている訳です。それは、本人のためと考えると分からなくて悩んでいるという実態があったというのが元々あって、それが体系付けられ、理論付けられて、意思決定支援が国連の権利条約で謳われるということが出てきて、今の形になってきている。そういうことも踏まえて我々の仕事の本質は、やはり意思決定支援だということを経営者のレベルでも周知して行くこと、これをきっかけにして藤沢でもそういった取組もしても良いのかと思いました。また重心協のアンケート調査もまた年度内にやる予定ですので、ここでも最後までには報告できるかもしれませんのでご紹介したいと思います。

(石渡代表)

齊藤副代表ありがとうございました。いろいろなところで調査や蓄積があるようですので、それはまたご紹介いただきながら、この藤沢の報告書も膨らんでいくかと思えます。この議題に関して他に何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。では、今日はここまでにさせていただきます。そうしました家族へのアンケートについては事務局でもう一度確認をしたほうが良いですか。

(事務局：佐藤主査)

また追って郵送をさせていただきます。

(石渡代表)

よろしく申し上げます。それでは、その他というところで報告事項をいろいろ準備していただいていますので、事務局お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

まず私から、資料5-1になります。発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会の概要(案)というものを説明させていただきます。一回目の総合支援協議会で頭出しはさせていただきましたが、発達障がいに関する協議の場に関して、準備会を検討しており、こちらに概要案ということでまとめさせていただいていただきました。発達障がい者相談支援事業所リートと障がい福祉課でまとめさせていただいたものでございます。今年度ここに書いてあるとおり、年3回程度準備会を開催したいと思っております。1回目は、まず課題を集めていきたいと思いますということで、発達障がいを取り巻く課題についての課題収集、2回目につきましては、協議体の在り方やこの協議会との協力体制など、そういったものをどうしていくか、そして実際協議の場の設置に向けた準備を3回目ということで、今年度準備会を3回程度実施して、次の協議体というところまでもっていければと考えております。今のところの参加者としては御覧のとおりです。行政、相談支援事業所、事業所、あと当事者のご家族、医療機関等を予定しております。最初から全事業所というよりは、少しずつお呼びしていければと思っております。これを10月から11月にかけてまず課題収集というところから検討して行ければと思っております。また随時、協議会で状況をご報告させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

(石渡代表)

では、次のご報告お願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

資料5-2、こちらについてご報告させていただきます。福祉人材の確保に向けた取組ということで、去る8月8日、藤沢市の介護保険課が主導し、障がい福祉課にも声掛けをしていただいて、介護と障がい福祉の仕事相談会を藤沢市民会館で開催しました。福祉の仕事を全般的に知っていただくというような企画で、主にヘルパー事業所さんを集めて、ヘルパーさんになりたいという方々を対象として行っております。参加していただいたブース、事業所さんは25になりまして、障がい福祉の分野でも9ブース用意することができました。当日は、生憎、台風が来ている中開催をいたしましたので、ものすごく賑わったという状況では無かったですけれども、福祉の人材を少しでも増やしていくという取組として藤沢市としては取り組んでいることを皆様にもご報告させていただきました。事務局からは以上になります。



(石渡代表)

ありがとうございました。それでは、もう一つ事務局の方でご用意いただいた成人期における支援課題についてもお願いします。

(事務局：鎌田主任)

今回は、児童期の部分での支援課題ということで皆様にご協力していただきましたけれども、またこの会議が終わった後から次回の会議に向けまして、成人期における支援課題に関する意見記入ということで、ご協力をお願いしたいと思っております。アンケートの調査対象といたしましては、皆様委員の方々も含めまして、皆様が所属している母体の構成員の方、当事者、家族、福祉、医療、教育関係等、それぞれの立場で日ごろからの障がい福祉に関わっている方々が対象となっております。提出の期限といたしましては、10月5日になります。それから、提出の書類につきましては、前回児童期と同様、別紙1の意見記入シートを別紙2の記入例を参考にさせていただいて、事務局まで提出をしていただければと思っております。提出方法につきましては、電子メール、ファックスまたは郵送となります。電子データをご希望の方は、前回同様事務局にお伝え願えればと思います。あと資料に関しましては、近日中にまた委員の方々にお送りさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。この藤沢の協議会は、成果を出してくれていると思うのですが、それだけに委員の皆さんには宿題も多くて大変恐縮ですが、成人期についての支援課題を10月5日頃までに提出していただきたいということです。あと、権利擁護部会からも別途家族の支援の在り方等についてアンケートが出ていましたので、恐縮ですがご協力をお願いできればということです。あと他にも、委員の皆様からいただいている資料等がありますので、これも必要などころをご紹介いただければと思います。

(齊藤副代表)

こちらは避難所運営ゲームといって、頭文字をとってHUGというのが静岡県で開発されたものが有名です。今回ご紹介しているのは福祉避難所、一般の避難所では無くて福祉避難所の運営シミュレーションゲームということで、鎌倉養護学校さんと複数の大学が共同開発をされたものです。やり方はほぼHUGと同じですけれども、一般の避難所は居られませんかということで、福祉避難所へ回していきましようという流れがありますが、受け入れ先のシミュレーションということになります。藤沢では各市民センター等が、福祉避難所ということになっておりますので、今回は実際に想定される一つとして湘南台市民センターを実際に場所としてお借りして、その間取りも実際に使わせていただく

ということになっています。裏を見ていただきますと、締め切りが8月17日金曜日となっておりますが、ちょっと早めに切りましたのが、手話とか要約筆記の方がいらっしゃる場合、手配が必要なので早めに切らせていただきました。実際に手話でお申し込みの方がお二人いらっしゃいましたので、それはお願いしましたけれども、そのほか要約筆記の方についてはまだちょっと情報収集中ということですので、そういうことですので、実際には今月いっぱいまで受付可能だろうと思っております。現状は80名定員で考えておりますが、50人前後の申し込みとなっております。その内まだスタッフが十何名かいますので、実際にはまだ40人近くの方が申し込みいただけると思います。ということで、ご関心お持ちの方ぜひお願いしたいと思っております。それからもう一件ついでに、今日タイトルが急に変わったことでチラシをご用意できなかったのですが、10月13日にもう一つ法人協議会主催で強度行動障がい支援研修会を開催します。福岡のカームというホームの強度障がい者集中支援モデル事業というのを紹介しようということで、講師に来ていただきます。この後、軸局の方から何か皆さんに郵送するものがあるというお話でしたので、一緒にご紹介できればと思っております。何が間に合わなかったかということ、先ほど言った集中支援モデルというモデル事業だったのが本事業に変わったということで、タイトルが変わってしまいました。間に合わなかったということで、場所がアイクロス、えぼめいくの建物になります。こちらもぜひ、関心をお持ちの方はよろしくお願ひします。

(石渡委員)

村松委員お願ひします。

(村松委員)

毎度ご紹介させていただいております喀痰吸引の研修です。重度障がいや難病など、自分の力で痰を吐き出すことができない、力が及ばないという方にとって、命に関わる非常に重要な問題として抱えております。家族の場合は、24時間体制で見守らなければいけないということで、介護破綻ということも聞かれています。そういう意味から、家族に代わって介護職の方に喀痰吸引等の医療的ケアをやっていただくという研修を始めてもう4年目になりますけれども、神奈川県から研修の登録研修機関として認められまして、既に100名以上の研修生を送り出してしております。今回は初めて神奈川県の委託研修という形で受けまして、神奈川県下ではフュージョンコムさんと、ALS協会の二つだけとなっております。今回難病特化型で委託研修を受けたのですけれども、難病の患者さんだけが対象という訳ではなくて、従来と変わらず重度障がいの方も、高齢者もそれから小児も対象となっております。今回もウィリング横浜という所で行われ、一日コースで料金も県下で一番安く済んでいると思っておりますので、ぜ

ひ必要な方には勧めていただければと思います。よろしく申し上げます。

(前田委員)

すみません、僭越ながらちょっとご紹介させていただきますが、社会福祉法人藤沢育成会が30周年の記念講演として、上野千鶴子さんという方をお招きします。講演会とトークショーという二つのプログラムになっておりまして、講演会の方は、『障がいがあってもなくても・・・親離れ・子離れするために』というタイトルです。トークショーは、『どこで誰と暮らしたいですか?』という、障がいがあってもなくても私たち一人一人が、どこで誰と暮らしたいのかという思いをどうやって実現させるのか。そんなところがトークテーマになってくると思いますので、是非、たくさんの方に来ていただきたいと思います。先ほどの強度行動障がいの研修が13日で、その一週間前で皆さんお忙しくしてしまって大変申し訳ないのですが、チケットは、藤沢育成会の各事業所で販売いたしますが、もし市内の方であればお届けします。代引き手数料無しでお届けしますので是非ご用命ください。よろしく願いいたします。

(石渡代表)

何かこのことを是非ご紹介したいとか、お伝えしたいというような、あの、委員の方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。いつも慌ただしく進めてしまって大変恐縮で、十分ご意見詰めていないと思いますけれど、とりあえず議題については終わらせていただきまして、進行を事務局の方にお返しいたします。どうもありがとうございました。

(事務局：安孫子参事)

石渡代表、どうもありがとうございました。委員の皆様も本日も長時間にわたりまして活発にご議論いただきありがとうございました。本日も本当に貴重なご意見をいただきました。事務局といたしましても、これらを受け止めさせていただきますまして、必要に応じて検討を進め、今後には是非活かして参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは次回のご連絡になりますが、次回につきましては、11月6日火曜日、時間は本日同様に午前9時30分から場所もこちらの本庁舎5階の会議室となっております。また改めてご通知をお送りいたしますので、ご出席につきましてはよろしく願いいたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。